

施策15-4 結婚・妊娠・出産の支援
基本事業3 不妊・不育症に悩む家族への支援

(主担当：地域保健課)

主な取組内容

1. 特定不妊治療にかかる治療費を助成することにより、出産を希望される方の支援に努めます。

1 特定不妊治療費助成事業

不妊治療のうち、体外受精及び顕微受精（以下「特定不妊治療」という。）については、1回の治療費が高額であり、経済的負担が重いことから、十分な治療が受けられず、望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれない方も少なくありません。このことにより、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ってきました。

令和4年度からは不妊治療が保険適用となったことから、令和4年度の特定不妊治療費については、令和3年度から令和4年度をまたぐ治療の経過措置として、1回に限り助成を行いました。

令和4年度

	管内計	桑名市	いなべ市	木曾岬町	東員町	菰野町	朝日町	川越町
助成件数	178	80	24	0	17	31	10	16